

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年九月十六日から適用する。

令和六年九月十三日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～百二十三 (略)</p> <hr/> <p>百二十四 精製ヒアルロン酸ナトリウム</p> <hr/> <p>百二十五～二百七十一 (略)</p>	<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～百二十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <hr/> <p>百二十四～二百七十 (略)</p>